

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社 H I		コード	7013
提出日	2025/6/5	異動(予定)日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	中西 義之	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	松田 千恵子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	碓井 稔	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	内山 俊弘	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
5	田中 弥生	社外取締役	○										○				新任	有
6	吉田 憲一郎	社外取締役	○													○	新任	有
7	関根 愛子	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
8	早稲田 祐美子	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
9	武藤 和博	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	中西義之氏は、2017年12月までDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を務めた後、2023年3月まで同社の相談役でありました。当社グループは、同氏が過去に業務執行者であったDIC株式会社との間に、産業機械の保守、販売等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満(直近事業年度実績)と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	中西義之氏は、グローバル化学メーカーの製品およびサービスの販売に関する経験を経て、同社の重要事業の運営に携わった後、経営トップとして事業環境の変化に対応した様々な施策を推進するなど、企業経営全般に関する豊富な経験と実績および幅広い見識を有しております。引き続き、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
2	該当事項はありません。	松田千恵子氏は、金融・資本市場業務および経営コンサルティング業務を通じた豊富な経験と知見、また、企業戦略・財務戦略に関する研究者としての非常に高い専門性を有しているほか、複数の社外役員としての幅広い見識を有しております。引き続き、これらの経験と見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
3	碓井稔氏は、2020年3月までセイコーエプソン株式会社の代表取締役社長を務め、現在は同社の相談役であります。当社グループは、同氏が過去に業務執行者であったセイコーエプソン株式会社との間に、発電機等の保守、販売等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満(直近事業年度実績)と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	碓井稔氏は、グローバルに事業を展開する精密電子機器メーカーで技術開発分野の責任者等を経た後、経営トップとして事業環境の変化に対応した様々な施策を推進するなど、企業経営全般に関する豊富な経験と実績および幅広い見識を有しております。引き続き、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
4	内山俊弘氏は、2021年3月まで日本精工株式会社の取締役 代表執行役社長 最高経営責任者を務め、現在は同社の相談役であります。当社グループは、同氏が過去に業務執行者であった日本精工株式会社との間に、産業機械の保守、航空機部品の仕入れ等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満かつ日本精工株式会社の連結売上高の0.3%未満(直近事業年度実績)と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	内山俊弘氏は、グローバルに事業を展開する精密機械メーカーで製品やサービスの販売、海外現地法人での生産改革などに取り組んだ後に、経営トップとして事業環境の変化に対応した様々な施策を推進するなど、企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
5	田中弥生氏は、2025年4月から同年6月にかけて、当社期間として月額120万円の報酬を受けておりましたが、当該報酬額は、当社の「社外取締役の独立性基準」に定める金額に対して僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	田中弥生氏は、非営利組織の評価や研究に従事したほか、多数の政府委員や会計検査院長を歴任した経験を通して、多様な視点と知見を有しております。これらの経験や知見を、当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、新たな社外取締役候補者として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
6	該当事項はありません。	吉田憲一郎氏は、国内外の証券会社および資産運用会社にて、産業調査や個別企業の経営分析に関する業務に従事したほか、投資ファンドの運営を通して、資本市場における豊富な知見と経験を有しております。また、ベンチャー企業の経営を担うなど、経営者としての経験も有しております。これらの経験や知見を、当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監視監督機能を発揮していただくため、新たな社外取締役候補者として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
7	該当事項はありません。	関根愛子氏は、監査法人の代表社員や日本公認会計士協会の会長としての豊富な経験と見識に加え、社外役員としての豊富な経験も有しております。引き続き、このような経験と見識を独立した立場から当社の経営監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
8	該当事項はありません。	早稲田祐美子氏は、弁護士としての豊富な経験および見識、特に知的財産法について極めて高い専門性を有しており、社外監査役としての豊富な経験も有しております。また、このような経験と見識を、独立した立場から当社の経営監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
9	武藤和博氏は、2022年12月まで日本アイ・ピー・エム株式会社の専務執行役員を務めた後、2023年7月まで同社の顧問であります。また、同氏は2024年3月より日本オラル株式会社専務執行役員であります。当社グループは、同氏が過去に業務執行者であった日本アイ・ピー・エム株式会社との間に、システム開発支援の委託などの取引がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満かつ日本アイ・ピー・エム株式会社の売上高の0.1%未満(直近事業年度実績)と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。また、当社グループは、同氏が業務執行者を務める日本オラル株式会社との間に、システム保守の委託などの取引関係がありますが、その取引金額は日本オラル株式会社との連結売上高の0.1%未満(直近事業年度実績)と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	武藤和博氏は、世界規模で活動するIT企業の日本法人の経営幹部として、海外事業を含め、事業環境の変化に対応した様々な施策を推進するなど、企業経営全般に関する豊富な知識と実績および幅広い見識を有しております。それらを独立した立場から当社の経営監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準および当社が定める社外役員独立性判断基準(「4. 補足説明」に掲載)に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

## 4. 補足説明

<社外役員独立性判断基準> 当社は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断しております。 (1) 大株主との関係 当社の議決権所有割合10%以上の大株主ではない(法人の場合は取締役、監査役、執行役、執行役員および従業員)。 (2) 主要な取引先等との関係 以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役、監査役、執行役、執行役員および従業員ではなく、また、過去において業務執行取締役、執行役、執行役員ではない。 ・当社グループの主要な取引先(直近事業年度の取引額が当社の連結売上収益の2%以上を占めている) ・当社グループを主要な取引先とする企業(直近事業年度の取引額が取引先の連結売上収益の2%以上を占めている) ・当社の主要な借入先(直近事業年度の事業報告における主要な借入先) (3) 専門的サービス供給者との関係(弁護士・公認会計士・コンサルタント等) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。 (4) 会計監査人との関係 当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。 (5) 役員等を相互に派遣する場合 当社と相互に取締役、監査役を派遣していない。 (6) 近親者との関係 当社グループの取締役、監査役、執行役員およびこれらに準じた幹部従業員の配偶者または2親等内の親族ではない。また、(1)から(4)に掲げる者*の配偶者または2親等内の親族ではない。 *大株主、主要な取引先等が法人である場合、その取締役、監査役、執行役、執行役員およびこれらに準じた幹部従業員に限る。
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の間相互に委任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。